

「電気設備の技術基準の解釈」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正	現行
<p>【高圧連系時の施設要件】(省令第18条第1項、第20条) 第228条 高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合は、分散型電源を連系する配電用変電所の配電用変圧器において、<u>逆向きの潮流を生じさせないこと。ただし、当該配電用変電所に保護装置を施設する等の方法により分散型電源と電力系統との協調をとることができる場合は、この限りではない。</u></p>	<p>【高圧連系時の施設要件】(省令第18条第1項、第20条) 第228条 高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合は、分散型電源を連系する配電用変電所の配電用変圧器において、<u>常に</u>逆向きの潮流を生じさせないこと。</p>